

第 2 4 回山陽小野田市都市計画審議会議事録（要約版）

○開催日時	令和 8 年 2 月 1 9 日(木) 1 4 時～ 1 5 時
○開催場所	厚狭地域交流センター 2 階 第一研修室
○出席者	1 号委員 永田寅臣、牛島朗、豊田弘光、村上景二 2 号委員 穂本真一、恒松恵子、中村博行、宮本政志、脇本直美 3 号委員 横田史郎、塩田賢二、中村聡、山本俊則
○欠席者	1 号委員 藤田敏彦、森田祐三
○傍聴者	一般傍聴 1 名
○事務局	古川副市長 井上建設部長 中村建設部次長 都市計画課 : 熊川課長、立野課長補佐、大池主任、山上技師、山中技師
○会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 会長選出 6 議事 ・議案第 1 号 山陽小野田都市計画道路の変更について（諮問） 7 その他 8 閉会
○会議内容	
1 開会	
2 副市長あいさつ	
3 委嘱状交付	
4 委員紹介	
5 会長選出	
6 議事	
	○議案第 1 号 山陽小野田都市計画道路の変更について（諮問） 事務局から一括説明
(委 員)	見直し実施フローの中で今回の 3 区間はどこに相当するものなのでしょうか。
(事務局)	この度の 3 区間は、22 区間の廃止区間に相当します。
(委 員)	廃止になった場合、今の道路の現状が変わることはないですか。
(事務局)	現状は変わることはないです。
(委 員)	この都市計画の中に将来的な地域防災については検討されていますか。

- (事務局) 防災の観点も加味して、道路ネットワークの検証をした上での見直し方針になっています。
- (委員) 廃止された後も道路管理者により管理されますか。
- (事務局) 道路がないところは元々管理者もいません。道路の部分で、計画道路が指定されている場所もあります。そのような場所が廃止されても、その計画が廃止されただけで、その現道自体は残り道路管理者により管理されます。
- (委員) この都市計画道路の見直しというのは大体どのぐらいのスパンで行っているのか。前回は初めての見直しなのでしょう。あるいは、今後、これからどのぐらいのスパンで見直していきますか。
- (事務局) 都市計画道路の見直しは、平成 12 年に初めて国の運用指針に記載されました。その後、見直しの推進を図るため、平成 30 年に手引きが作成されました。山陽小野田市も見直し方針を令和 6 年に定めています。見直し方針で決まったものについて、廃止できるものは今後速やかに行って行きます。
- (委員) 今のところでは、定期的に見直すというのは考えていないということですか。例えば 5 年ごとに見直すとか、10 年ごとに見直すとか、計画自体はありませんか。
- (事務局) 見直し方針にも書いていますが、今後見直しは行っていきます。スパンは、未定ですが、見直し計画の PDCA は行ってきます。
- (委員) 新開作中通線が全線廃止でそれに伴い 3 つの交差点の東西の構造変更しというのは具体的にどのようなものですか。
- (事務局) 例えば本町小野田港線ですが、新開作中通線との交差がなくなるということで構造が 3 から 2 に変更になる、これを都市計画における構造の変更といいます。
- (委員) 告示が令和 8 年 3 月中旬予定と書いていますが建築制限が撤廃されるのは告示日をもってですか。
- (事務局) そのとおりです。
- (委員) 3 月中旬に告示されて制限が解除された場合、建築中の市民の中には、あと 2 ヶ月遅ければ自宅を建てられたのにというケースが出る可能性があるが、その点は問題ないのか。
- (事務局) 都市計画制度では、事前に素案の縦覧やホームページでの公表を行っており、図書も公開していますが、周知には課題があるのが現状です。そのため、該当する方には都市計画課への確認やホームページの閲覧をお願いする対応を取っています。
- (委員) 提案ですが、告示までの約 1 ヶ月の間に建築確認申請の相談に来られた市民に対しては、都市計画道路の廃止により制限がなくなることを考慮し、より丁寧な対応を行うことで、周囲とのトラブルを未然に防ぐことができると考えます。
- (事務局) 承知しました。

・採決の結果、全会一致で議案第1号は原案どおり承認された。

・1議案について、答申書の受け渡しが行われた。

7 その他

8 閉会